

アジア国際法学会日本協会 2013 年度研究大会

報告要旨

1. 報告テーマ

「EPA における看護師・介護福祉士候補者の受入れ問題と、経済成長戦略としてのアジアにおける人の移動」

2. 報告者 江黒早耶香（弁護士）

3. 報告要旨

人口減少、少子高齢化社会の日本において、社会保障費及び政府歳出の著しい増大の中、経済成長戦略をどう描くかが喫緊の課題とされており、その中で、急成長するアジアの近隣諸国の活力をいかに取り込むか、各国とどのように連携を進めるかに関する省庁横断の政策が検討されている。

その中で、日本政府が推進している、ASEAN 諸国をはじめとする各国との経済連携協定（EPA）は、貿易の自由化のみならず、人の移動を含む幅広い経済関係の強化を目的とする包括的な協定である。2008 年に発効した日本・インドネシア EPA、日本・フィリピン EPA では、ビジネスによる短期滞在者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者、専門技術や高度な知識を持つ者、看護師・介護福祉士がその対象となった。看護師・介護福祉士については、日本の出入国管理法及び難民認定法が規定する「特定活動」として、新たに受け入れることとなったものである。また、続けて 2009 年発効の日本・ベトナム EPA においても看護師・介護福祉士の受入れを行うこととなった。今回は時間の制約上、看護師候補者に焦点をあてて報告を行う。

EPA に基づく外国人看護師候補者受入れは、看護分野の労働力不足の対策として行われるものではなく、EPA を締結した二国間の経済活動の連携の強化の観点から、原則として外国人の就労が認められない分野について特例を認めるものである。送出国の事情も、現在締結している 3 つの国でそれぞれに異なる。上記の趣旨から、候補者の送出し及び受入れを通じて 2 国間関係によい影響を与える施策となるように制度を運用していく必要があるが、2008 年、インドネシアから第 1 陣候補者が入国して 5 年、入国者数は漸減し、候補者の看護師国家試験合格率も、14%～15%台の狭き門となっている。

しかし、政府検討会及び候補者自身を含めた関係者における真摯な議論の積重ねの結果、幾つかの対策が講じられ、本制度をどのように運営していくべきかの方向性についてわかってきたことも多い。何より、優秀で士気の高い候補者に触発され、病院という空間にグローバルの風が吹き込み、日本の医療・看護制度そのものを見直す契機になっているという声もある。そのことによって、制度見直しにより看護分野の労働力不足を改善させ、また、メディカルツーリズムなど他の成長戦略施策に好影響をもたらす可能性もある。

なお、ASEAN では 2015 年の市場統合に向けて、各種の制度の統合が図られているが、看護分野もその一つであり、域内の資格の相互承認が行われる予定である。また候補者にとっては、英語圏であるアメリカ、外国人労働力を積極的に受け入れるサウジアラビアなど、海外での勤務について数多い選択肢がある。今後もアジアの優秀な人材を日本に惹きつけるため、またアジアの他の諸国と日本との良好な関係の構築のためにも、EPA に基づく制度の成功モデルを、相手国を含む海外に積極的に発信していくことが求められる。

以 上